

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	北斗市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/2593.html

執行機関名 北斗市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	1 北斗市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成18年北斗市条例第97号)によるひとり親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北斗市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月15日条例第30号)別表第1 1 北斗市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成18年北斗市条例第97号)によるひとり親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	北斗市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成18年2月1日条例第97号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費を助成することにより、保健の向上に資するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		北斗市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 北斗市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則